

火 烽

第 2

1961.10.16 発行

1部30円

編集責任者 飛鳥浩二郎

目 次

主 張	
最近の経済の動きと我々の学習……………	10, 9編集委員会 …… 2
勞 働	
車借協議制と労働運動 ……………	飛鳥浩二郎 …… 3
学 生	
学生運動の諸問題 ……………	杉本 修一 …… 6
理 論	
国家独占資本主義論にあらわれた 修正主義の本質 ……………	三宅 崇明 …… 8
文化 時評	
古本隆明「言語によって美とは何か」…………	高井啓一郎 …… 15
組 織	
(一) 統一戦線論について ……………	山本 勝也 …… 17
(二) 『新しい路線』はどこへいく(上) ……	浅田 隆治 …… 24
読者だより	
(一) 全電通近畿地本のスト論議について…	大崎 悟 …… 26
(二) 政界法再審議新回粉砕! ……………	新開 純也 …… 28
編 集 後 記 ……………	……………29

労働者協会機関紙

京都市上京区同志社大学橋内

社学同京都府委員会交付

TEL(23) 1131 号内575

主張

最近の経済の動きと我々の学習

(一〇・九編集委員会)

設備投資の過熱化、公定歩合の二回にわたる引き上げ、中小企業の金づまり、景気の先行き不安、株価の大巾な暴落、国際収支の悪化、消費物価と賃金の上昇、日経連の大巾な上げへの警鐘、etc. : この所、まったく経済的指標における、様々の基本的な要素がダイナミックに激動している。勿論だからといって現在の情勢が、資本主義の危機の爆発を示しているわけではなく、依然として工業生産指数は上昇の過程にある。しかし、たゞそれが、利潤の減少をまねき、物価の下落に反転し、生産を縮小させ、そのマイナスを労働者階級に転化する一連の過程をたどりつつあるといった、歴史的に経験した恐慌と共通のものにみえることが問題である。

戦後国家独占資本主義機構と、超帝国主義、アメリカの援助で復興から膨脹へ

とりくみである。特に学習活動、職場集合etcを通じて、現代資本主義への認識を深めなければならない。

この様を取りくみとともに、具体的大衆運動へのとりくみとしては、政暴法憲法擁護斗争を通じて、安保斗争の経験と、その斗争をのりこえるような、運動面と組織面(その相方における戦術)への、本格的な準備の開始である。市民主義への冷徹な批判と、プロレタリアートのヘゲモニーの確立の視点が、資本の攻撃をはねかえす力となるだろう。

職場の労働者、学校の学友、その他地域のあらゆる同志諸君、様々の形で以上の観点からの学習活動をつよめよう。また大学運動としては、先の政暴法斗争の中で不当にも逮捕され、一〇・一九に裁判される京大同学会委員長、瀧美君に対する弾圧をはねかえす闘いを展開しよう。

の過程をたどった日本資本主義も国際的な自由化による資本主義諸国間の競争と、その不均等を発展という過程の中で、ようやく構造的な矛盾を激化させて来たものとみえる。(森田桐郎氏は、ドル不足の解消にも拘らず、日本の国際収支の

アキレスケンのな位置は変化なしと主張している)。はなやかな現代資本主義論と、むしろ恐慌などを考えるのは旧くさといった、一定の安定ムード、改良斗争一本槍の論議にも拘らず、国際的な不均等発展の展開は「資本の矛盾」を今さらながらに我々の目前に提示している。

我々はこの様な資本の動向が、ヨーロッパにおいて、特にイギリスにおいて、特に上げしくあらわれ、あの体制内的な、福祉国家構想の基盤になったようなイギリスの労働組合をも、資本主義の現実に

対応せざるをえぬ破目においてみつめるのを見る。(ベルギーの如く)。また資本主義の弱さ、ブルジョアの支配の弱さを、主要な民主主義制度の一掃によって補わんとしたフランスにおけるドゴールの登場をも考慮しなければならぬ。(政暴法↓改憲)

しかしなによりも問題は、恐慌の爆発が例え展開されるとしても、まず第一は、国家独占資本主義は、この段階でこそあらゆる矛盾の引きのばしをはかるだろう。(ブネディの赤字財政、賃金引上げ、独占の管理価格引上げ抑制策イギリスの賃金ストプのetc)、その点ではせつかなな危機における戦術の提議は誤まりである。第二に、例え恐慌に入ったとしても、自動崩壊論的な誤まりに陥ってはならない。一九三〇年代の危機は何よりも、その恐慌と不況の時期の長さにあった。その意味で、過渡的な政策は重要であり、それは資本主義のゆさぶり戦術でもある。第三にしたがって、現在最も重要な点は、現在の景気循環への正確な知識と、その視点からの、政治的展望をもった、原則的な改良斗争(要求獲得斗争)へのとり

労働

事前協議制と労働運動

飛鳥浩次郎

労働組合運動が、その本来の機能である賃金水準の引上げと完全雇用をめざして展開されなければならないことは承知の事実である。そして、またブルジョアジーが資本主義の矛盾が爆発したような時期に、生産に対する支配力を失うような場合、産業防衛の名のもとに、工場占拠、労働者の企業に対する民主的管理などの戦術が社会主義への過渡的方策として採用されたことも労働運動は経験している。しかしこれらの運動を日本の労働運動の中で検討する時、我々はおのずからその特殊性に気がつくだろう。それは云わずとした企業別組合の問題であり、年功序列賃金制度の問題である。賃金と雇用を通じて、労働組合が労働市場に対する労働力の供給を独占し、ストライキをもって闘う以外にその改良を獲得し、

生活向上させることは本来的に困難である。その場合、日本のこれらの特徴が労働者階級の団結と統一力をそこなわせ、むしろ、表面的には、統一を保っている組合は資本の分裂の前に第二組合(これも企業別組合としての)的な分裂をすることに。この意味で労働組合の本来的機能を回復する為の、労働条件に対する統一的要求を確立するために、賃金に対する原則的な取りくみを追求する努力がなされているわけである。賃金は力関係で決まるという素朴な力関係論から、むしろ西欧的な最低賃金(但し標準単位の家族をも生活させるに足るところの)を基礎にした、その上に職種に応じた職能給をつみ重ねるといった横断的賃率の主張まで様々な主張がある。とくに年功序列賃金制度が、産業の近代化に応じて、

資本の側からも再整理されようとする傾向がある。現在これは当然の動きである。

これら基本的な動きとともに完全雇用の為の運動も、当然おしよめられなければならない。特に組合分裂の原因が、一方で年功制度にあるとは云え、主として現実の分裂は企業整備合理化を中心として展開されている。企業別組合における首切りは、同時に組合員としての資格を失い、個々バラバラの資本の攻撃は、その解雇者と残留者の身分的・生活的な相違の大きさの為に、常に労働組合としての抵抗を弱めることにもなっている。

事前協議制とは、この様な企業別労働組合としての三鉱連の、例の一一三日間のストライキ斗争においての「長期計画協定を起点にして炭労が産業的レベルに拡大したもの」である。そして同様の構想で、全電通全連などにおいても採用された。しかし炭労の場合の内容はその当時、入替採用協定といって、一人退職するとその子弟を採用するという考え方であった。またその後この協定を起点にした具体的な運動も展開されなかったとい

中田真司氏はこの観点から事前協議制にとりくもうとしている。彼らの見解によれば、一つには、国家独占資本主義段階の重圧に対して労働組合の重圧から脱出の道であり、ふたつには、経営斗争をこわがらずに、むしろ協議会を通じて、資本の政策を対決し、政策転換を実現せんとする意義をもつという。一目でわかることは、この見解が、要求獲得斗争との関連、むしろ徹底的抵抗斗争が生みだした日本的に現代的な抵抗の形態としてこれ把握する視点の皆無である事実である。その為、謂ゆる失業反対斗争、完全雇用の為の斗争を、労働組合の本来的な機能にもとづいて発展的に理解するよりも、やたらに精神主義的な姿勢の論議と、攻撃の性格との結合から、無媒介的な過渡的スローガンと過渡的な斗争を提起するわけである。

本来過渡的なスローガンは、その過渡的な政治展望（例えば過渡的政府を具体的にとりあげるといった）をもたないときには、歴史的に改良主義に墮落する。即ち過渡的経済要求のみで何らかの情勢が切り開かれるという幻想||改良主義的

う事実がある。しかし現在に至っては、日本の資本主義の高度成長計画は、かなりの長期にわたるものであり、しかもその内容に極めて労働者の生活条件に影響を及ぼすものがあることを背景として、事前協議には、次の様な内容が含まれることになる。即ち、①解雇、②配転、③労働強化である。電々公社、国鉄、専売公社などはこれらを主要内容としてとりくみをはじめている。

しかし、たとえ有利な協定を結んだとは云え、資本が、忠実に協定を守るなどどちよつとでも思うことは、いかに労働運動の中に大きな誤まりを持ちこむことになるかは、三井三池に対する資本の攻撃、或は三池に次いでこの協定に積極的にとりくんだ杵島に対する資本の引上げなどという場合をみても明らかである。

吉村励氏などは、団体交渉を背景にすれば、一定の合理化プランを事前に知るといふことができ、合理化反対斗争として一つの積極的役割を果しうると主張している。しかし、その場合でも、一方では、「知る」という点にかぎるのであり、他方では、一企業||一単産となつてい

傾向である。むしろレーニンも云う如く政治的民主主義の徹底化こそが、経済の改革をもみだすわけである。したがって、構造的改革派の事前協議制は、あらゆる点で戦路主義的な改良主義的傾向をつよめざるをえず、極めて危険きわまりないものと云えよう。

とは云え、今日の事前協議制が、吉村氏の云うごとく、従来の、攻撃的な、即ち混乱した過渡的情勢における工場管理の如きものでもなく、また経営者のヘゲモニーによる西独型の経営協議会||労資協調的なものでもなく、合理化に対する一定の戦術としての意義をもつものである以上、それを積極的に評価しなければならぬ。総評は今年の大会で合理化に対する闘い方として、①時間短縮、②事前協議制、③政策転換をあげたが、実際の取りくみがどの様におしよめられるかという点が最重要点として残されはすれ、一応これらの項目は検討の余地はあるわけである。特に大衆の斗争の支えとしての「職場斗争」を、工場の中に労働組合をとって追求することは依然重要だ

企業にかぎられている。

これは、確かに「下からの大衆的支え」の必要性に拘らず、その点での欠陥を団交の強調で補えたとしたのでは、この事前協議制の運動化をめぐる様々の予想される危険性に対しては必ずしも有効ではないと思われる。とは云え、企業別組合における工場委員会の機能が強化されて、それにもとづいて、日常的に様々な要求の下に職場斗争が展開されるとすれば、当然その力量如何では、この様な協議制も、或いは有効な合理化対策になりうるだろう。勿論その場合あらゆる意味で、労働組合の本来の機能を發揮することの可能な産業別的な機能も、同時に藤田若雄氏の云う如く、地域共闘||で追求されねばならない。

ところが、むしろ問題点となるのは、この様な、事前協議制に、過大の評価を与え、むしろ計画を知るといふよりも、かつて経験された「経営協議会」的なものとしてこれをみて行こうとする傾向である。これは云わずと知れた「構造改革グループ」の連中で、特に、杉田正夫、

ろう。

関西地方には、全電通に多くの新左翼的分子が散在している。中央が、事前協議制にとりくんでいる以上、徹底的抵抗斗争の体制を主張しつつも、合理化への一対応策として、これを具体化する点にとりくむべきであろう。（但し多くの限界と、改良主義的偏向に注意しつつ）、更に三菱・長崎造船における経験をもみるなら、企業別組合の中に、明らかに政治的な支持グループを媒介としての幾つかの分裂をもちつつ組合が統一しているわけで、特に政治的な工場新聞を通じての、工場に対する影響は無視しえぬと思う。この点では、関西の各職場のグループは、或る程度の、合法的政党支部と、あらゆる派を含んだ「政治ストライキ委員会」的な活動家の統一集団をつくり、その中でヘゲモニーを確立する為に努力する必要がある。このグループを通じての政治ストライキへの取りくみこそが、安保で見出せなかつた、労働者階級の、国民的統一戦線におけるヘゲモニーを意味する。

後記

山本勝也君が、別のヶ所で、この意での内容的な接近への一つの試みとして、

十月 九日

学生運動の諸問題

杉本修 一

十月十日の参議員法務委員会より、自民党は防犯法の継続審議を強行する方向をはつきりとうちだした。国際的・国内的な危機感をかんじているブルジョアジの取りくみは、六月よりも更に積極的なものと理解しなければならぬ。京都府学連は一〇・一二の統一行動、一〇・一九の、先の渥美同学会委員長の公安条例違反にもとづく弾圧裁判への闘いとスケジュールをくんでいる。学生運動への提言は、この様な実践的な問題意識のもとにとりくまねばならぬ。

東京都学連大会が、去る八日、旧主流派系昼間大学のほとんどを結集して開かれ、新たな指導部を選出した。同時にマル学同も又リ都学連大会を別個に非合法的に招集して、指導部をデッチ上げたらしい。この大会には、もちろん、いわゆる全自連系は参加せず、それ故名実共に、東京の学生運動は、四分五裂の状態をつくり出した。この事実の正当なる評価は、事実の全望が明らかになることによつて、はじめて可能となるであろうが、この機会に学生運動の統一に関する原則点を明確にしておく必要がある。それは必ずしも、都学連大会を準

備した諸君の中にも、この原則が明らかでないと思える点があるからだ。我々が学生運動の歴史を考えて見ると、その展開の中で諸々の特徴が上げられ整理されてきた。しかしその中で誰れもが認めることは、学生運動の政治的性格——全国的な政治斗争の統一の展開である。全国的な政治斗争を、全国的な大衆行動を通じて展開すること、この観点を抜きにして学生運動を語ることはできないし、更に指導などとはおこがましいことであろう。マル同の現実的観点から学生という組織を層としてとらえ、運動を層として展開せずに、党の問題と学生組織とを混同し、

全ての問題を党の問題へと解消してしまひ、大衆組織、その持つ独自性を認識することができないのは致命的な欠陥である。

いわゆる全学連の歴史は、日本帝国主義の復活過程に於ける、その対内、対外政策に対する、平和運動の多様化と具体化による反帝斗争と帝国主義の反動化傾向に対する徹底した民主主義への闘いと、又、日本共産党の指導から離れ、その否定を反体制内部にそのドグマ化した理論とその物神性のバクロとしての歴史であつた。

現在、多数の思想的諸潮流が存在しているが、それは当然のことながら学生運動の中にも影響を与えている。代々木の民族、民主路線での組織活動、マル同の反スタ路線に於る学生運動の展開、これらの路線は、それに対する対立路線を生みだすのは必然的である（現に諸潮流が存在している）。このような排外的観点からの学生運動の展開は、過去、全国的統一斗争の展開により、いくたの成果を生みだしてきた、学生運動を指導していくことは不可能であろう。我々は、何よ

りもまず、大衆運動としての学生運動の機能を重視し、現在の状況の中では、諸潮流と一定の協定を持ち、戦術面に於ける統一を志向することがまず重要なことであろう。と同時に、全く学生運動の全国指導がなされず、全国的統一斗争の不可能な今日我々は、京都府学連を通じて政治斗争の全国化の呼びかけをなす必要があるだろう。それは、いかなる観点からか。まず第一に、帝国主義的政策に対する闘い。第二に、国内労働運動に対して展開される資本攻勢に対しての、反動化阻止の闘い。第三に、教育政策の反動化に対する闘い。第四に、様々の独占ブルジョアジの経済政策（反動化）に対する闘いとして、我々の闘いは表現できるであろう。いわゆる帝国主義の反動化傾向に対して、様々な契機をつかみ闘いを組織していかなければならぬ。その一つが政暴法に対する闘いである。この政暴法が戦後の反動化にもなつて出されてきた治安立法の体系の中に、どのように位置づけられたいのか、若干述べてみたい。昭和三年の政令二〇一号によつて公務員から争議権、団交権を剥奪した

ことから、後は、なしくづ的に、労働運動の弾圧、大衆運動への抑圧、教育政策の反動化として具体化されてきた。全国主要自治体では強制的に公安条例を制定し二四年には団体規正令を定め戦争反対勢力の中核に打撃を与えた。又、日米安全保障条約が結ばれ、二七年には破防法を成立させ、大衆運動弾圧の体制を整え、駐留軍の利益保護の刑特法が出され、二九年にはMSA協定に基づいて、自衛隊法、防衛秘密保護法の制定で日本軍隊の維持、発展をはかり、教育二法の改悪、勤評制度の実施、又、新安保体制下では、日米軍事同盟を中心とし、経済、社会の領域で、現段階にふさわしい秩序の形成が強くのぞまれた。いよいよ憲法改悪がさし進んだ問題となつてきている。それには、破防法、警職法、安保反対斗争を経験した労働者、民衆の成長は容易に抵抗を放棄しないだろう。ブルジョアなりに、それぞれの斗争を綿密に総括し、破防法の拡大強化を考えた。政治的暴力行為防止法という右翼テロリズムを口実とした、この法律案は、正にこのような意味とそれにふさわしい姿をもつてあら

われたのである。現在、刑法、刑訴の改定をも問題にしようとしている事を考えるならば、学生運動は政暴法に対する闘いを一応の政治的焦点に据えてから他の問題へ介入していくことが絶対に必要であるだろう。各潮流は独自の思想の追求、理論の深化、理想を高めることは必要であるけれども、現時点では戦術的統一のもとに全国的政治斗争を展開することが必要であることを、あえて主張したい。

国家独占資本主義論に あらわれた修正主義の本質

京大経済学部同好会委員長 三宅崇明

日本における構造改革派は、実践としての構造改革運動を持たぬだけに、その主な基盤は、このグルトプのブレインたちだけである。そして日本の構造改革理論は、集約されて、その国家独占資本主義論にあると見てよい。その点において、今井則義が出した「日本の国家独占資本主義」(合同出版)における「国家独占資本主義の理論問題」は、そのひとつの典型としてとりあげてよいと思う。

I 「二つの国家論」の誤謬

まず、彼は、国家独占資本主義における国家と、上部構造としての国家を同一視してよいかと設定して、「経済的土台としての国家」を認める。この二つの国家論が彼の体系の出発点である。だが、マルクスが、経済学批判序言及び序説で

のべていることは、国家を経済的土台として把握する立場であらうか。

経済学批判序言はこうである。(岩波)「私は市民経済の体制をこういう順序で考える。資本、土地所有、賃金労働。次に国家、外国貿易、世界市場。はじめの三つの題目のもとでは、近代市民社会がわかれている三つの大階級の経済的生存諸条件を研究する。他の三つの題目が、たがいどんな関連を持つかは一見して明らかである。」

経済学批判序説はこうである。

「一、一般的に抽象的な諸規定、したがって、それは多かれすくなかれすべての社会形態に当る。」「二、市民社会の内部構造を形成して、それにもとづいて基礎的な諸階級が存在する諸範疇。資本。賃金労働。土地所有。それらの相

互関係……」

「三、国家の形態における市民社会の綜合。国家そのものに対する関係から見る。「非生産的」階級。租税。国債。公信用。人口。植民地。移住。」「四、生産の国際的関係。国際的分業。国際的交換。輸出と輸入。為替市場。」「五、世界市場と恐慌」

以上から今井則義は「マルクスは国家を世界市場、外国貿易とならぶ「ブルジョア経済の体制」の一要素としてとらえていること、しかもそれは「ブルジョア社会の総括」として「派生的」で「本源的」ではないが、まさに一個の生産関係であると考えていたことである。ここでは、国家はまぎれもなく経済的土台として把握されている」と結論する。

だが、我々が出発した点は、「国家独占資本主義における国家」と「上部構造としての国家」がどうかであり、この前提における概念は明確に「機関としての国家」の概念である。その前提で出発したからこそ、今井則義の結論「一個の生産関係」「経済的土台」が出たのである。マルクスが序言及び序説で使っている国

家の概念は「機関としての国家」とは別個のものである。それはむしろ、地理的な概念ともいうべきであり、経済単位で、国民経済が問題となっているのだ。「国家としての市民社会の綜合」をいうとき「一國」として市民社会を考察というのである。だからこそ、次に他國との関係である外国貿易がくるし、世界市場へと続くのである。

マルクスは「経済的土台としての国家」を考えていたと、ここから結論するのは全くの誤りである。今井則義の国家独占資本主義論の出発点は、虚構でしかない。「二つの国家学説は、レーニンの引用からも立証されようとする。」

レーニンは、「国家は階級支配の機関である」とのべ、そして「ここで、われわれは国家機関のうち一つの側面に行きついた。現代国家には、常備軍、警察、官僚という、主として「抑圧的な」機関のほかに、銀行やシンジケートとくに緊密に結びついた一つの機関がある。この機関を打ちくだくことはできないし、また打ちくだいてはならない。この機関を資本家への従属から引きはなさなければならぬ。」

ばならない。この機関から、資本家およびその影響の糸を断ち切り、切りはなし、切りとらなければならぬ。この機関をプロレタリア的ソヴェトに従属させなければならぬ。この機関を、さらに広範な、さらに包括的な、さらに全人民的なものにつくりかえなければならぬ。そしてこれは巨大資本主義がすでに実現した成果に立脚してはじめて、なすとげることが出来る(それは、一般にプロレタリア革命がこれらの成果に立脚してはじめてその目的を達成できるのと同じである。)資本主義は、銀行、シンジケート、郵便、消費組合、職員組合のような記帳機関をつくりだした。大銀行がなければ社会主義は実現できないであらう。」「(レーニン全集二六巻、ギルシエヴィキは国家権力を維持できるか、)

これに対する今井則義の結論は「レーニンがここで主張していることは、くりかえすまでもなく「抑圧機関」と區別された「記帳機関」としての国家の存在であり、その具体的内容としてあげているのは、大銀行、シンジケート、郵便等々である。しかも重要なことは社会主義革

命の成功と建設の角度から、彼がこれらを「社会主義の骨格」とさえ評価していることである。そうだとすれば、このような国家はまぎれもなく経済学的カテゴリーであり、経済的土台そのものにはかならない」である。

この今井氏の誤りは次の点にある。

①レーニンは国家機関の一つの側面として、抑圧機関のほかに、記帳機関が存在することを認めただけに、「記帳機関」としての国家が存在することにすりかえられている。これは言語の遊びではない。

②なぜなら、そのすりかえ「記帳機関」としての国家の存在の承認をやって、この国家はまぎれもなく、経済的土台そのものであると結論し、上部構造とは全く別の国家をつくりあげるからである。

③この上部構造と切りはなした「経済的土台としての国家」をつくりあげることから、その修正主義の体系がはじまる。経済的土台であるから階級性格をぬき去ることによって、資本主義社会における「記帳機関」からも、階級的

性格をぬき去る。それは今井氏が次のような「大胆な説明」をつけ加えて説明することによって一層はっきりしてくる。

エンゲルス「政治的國家が、そしてそれとともに政治的權威が、きたるべき社会革命の結果として消滅するであろうという事、すなわち、公的諸機能はその政治的性格を失い、社会の眞の利益を見まもる単純な管理機能にかわるであろうという事は、あらゆる社会主義者の一致した見解である。」

そして、レーニン（國家と革命）「とくに誤解をまねく恐れのあるこのあとの表現は、國家の死滅する過程を指示している。すなわち、死滅しつつある國家は、死滅の一定の段階では、これを非政治的國家とよぶことが出来るのである。」

「もしほんとうに、すべての人が國家の統治に参加するならば、もはや資本主義は維持されないだろう。そして資本主義の發展は、それはそれで「すべての人」がほんとうに國家の統治に参加できる前提条件をつくりだす。このような前提条件のひとつは、すでに一連のもっとも先進的な資本主義諸國で実現されている。

キー化されている「カデットのニコルニコフの『ケレンスキの國家機關である。』（ボルシェヴィキは権力を維持できるか）だからこそ、これらの銀行、シンジケート、郵便、消費組合などの記帳機關から「資本家およびその影響の糸を断ち切り、切りはなし、切りとらなければならぬ。この機關をプロレタリア的ソヴェトに従属させなければならぬ。この機關をさらに広範な、さらに包括的な、さらに全人民的なものにつくりかえなければならぬ。」のである。

「非政治的國家」としての記帳機關、その中における階級的性格を見失ない、階級性格を持つ上部構造と分ける立場、一般に、國家を又は國家機關を階級の機能を果すものと、公的機能を果すものと二つに分断する立場は、構造改革派の國家理論の核心である。

だが、この二つの機能は國家のうちに並列的にあるものではなく、外見上異った二つの機能であるにすぎない。國家はつねに階級支配機關であることは変わりないのであって、ただその階級を、仮象と

だれでも読み書きができることであり、つきには、郵便、鉄道、大工場、大商業、銀行業等々の大規模で複雑な社会化された機關によって、幾百万の労働者が「教育と訓練」をうけていることである。このような経済的的前提条件があれば、資本家と官吏とを打倒して、生産と分配との統制の仕事でも、労働と生産物との記帳の仕事でも、彼らを武装した労働者、武装した全人民に代えることに、ただちにきようあすにもうつることが出来る。」

以上から、今井則義は次のような結論を引きだして行く。
資本主義の發展そのものがつくりだした「一〇分の九まで社会主義的機關、郵便、鉄道、大工場、大銀行などの社会化された機關を前提条件として、非政治的國家があり、この非政治的國家は、資本主義の内部においても存在する。この國家こそ経済的土台そのものである。」（傍点筆者）

問題点はこうである。
① 「非政治的國家は資本主義の内部においても存在する」とレーニンは一度もいっていない。いっているのは「死

して、あたかも全人民の利益を貫徹するかの如くよそおいながら行うのである。経済的に支配する階級の特権利益が、幻想的な「一般」利害としてあらわれ、それが社会全体を抑圧する。そこにこそ國家の本質がひそんでいる。階級支配を公的諸機能の外被をとまなないながら貫徹する、この國家の本質に幻惑されているからこそ、「資本主義内部にでも非政治的國家がある」とさわぐのである。

今井則義はこの論文の後半で「階級性の基礎」の項で「結論をかんとんにいえば、政治的と経済的と二つの國家が存在するのではない、存在する國家はただ一つであって、それが二重の性格と側面をもつにすぎないのである」とか「経済的土台としての、経済的カテゴリーにぞくする國家の持つ階級性」とかいて、なんとかつじつまを合わせようとしているが、前提が誤っているから、無駄な努力である。

II 國家独占資本主義の分析

A その「構造」——政治的國家と非政治的國家に分類し、経済的土台として

滅の一定の段階では、これを非政治的國家とよぶことができる。」だけであり、それは、公的諸機能がその政治的性格を失ったかぎりでの、非政治的國家とよばれるのである。

② このように資本主義の内部においては、政治的階級的性格を必ず持つ郵便、鉄道、大工場、大銀行などの社会化された機關の本質を見失う。

「非政治的國家だ」といはいはるところの、レーニンがいう、抑圧機關とは別な「たぐさんの記帳記録活動をはたす機關」はいかなるものかをはっきりさす必要がある。

「すでに一〇分の九まで、社会主義的記帳機關も、それが資本主義内部の國家機關であるかぎり、決して誰れにも害のない全人民に公平に奉仕している機關ではありえない。」

「國家は、階級支配の機關である。だがどの階級の機關か？ もしブルジョアジーの機關であるならば、それは、ロシアの労働人民が、すでに半年以上もそのために「ニコルニコフ化され、ケレンス

の國家を主張する立場は「國家独占資本主義を経済的土台として把握する」のはレーニンの立場であるという主張に引きつがれるというのである。

「さてコンカール資本家國家のかわりに、地主資本家國家の代りに、革命的民主主義國家を、すなわちあらゆる特権を革命的に破壊する國家、もっとも完全な民主主義を革命的に実現することをおそれない國家を、もってきたまえ。そうすれば、眞に革命的民主主義國家のもとでは、國家独占資本主義が不可避的に社会主義にむかっているの一步あるいは数歩を意味することがわかるだろう。……いはいえれば社会主義とは全人民の利益をめざすようになった。そしてそのかぎりで資本主義的独断でなくなった、國家資本主義的独占に他ならないのである。」（さしせまる破局、それとどうたたかうか。レーニン全集二五卷）

この引用から今井氏は次の結論を引き出す。

「地主資本家國家」を「革命的民主主義國家」にかえても、したがって権力の移行と上部構造としての國家の破壊が

おこなわれても、国家独占資本主義はのこり、それは社会主義への「一歩前進」となることが語られているからである。

ここではレーニンが国家独占資本主義を経済的土台としてとらえているのである。

そして、レーニンは「国家独占資本主義を国家的な「生産統制」と考えていたのである。」と指摘し、社会主義への前進の過程でなされたことを、「ここでなされたことは「反動的」なものを「民主主義的」なものにかえることだけであり「地主資本家国家」を「革命的民主主義的国家におきかえることだけであって、国家独占資本主義そのものに手をつけられたわけではない……。」とするのである。

問題点は次の通りである。

① 先の引用は、国家独占資本主義が社会主義のためのもつとも完全な物質的準備であり、社会主義の入口であるからこそ革命的民主主義的国家のもつとも国家独占資本主義が不可避的に社会主義にむかって一歩あるいは数歩を意味することを述べたのであり、それ以上ではない。だから「国家が破壊されて

国家独占資本主義を経済的土台とみなすことはこの引用からは出来ない。

② 国家独占資本主義を経済的土台としてきりやなし、ソヴィエト権力のもとで、国家独占資本主義に手をつける必要を認めない立場は、Iでのべた如くに記帳機関の政治的性格を考えないものである。

骨の髄までもつとも反動的で官僚的な精神で貫かれており外聞が悪いほどの暴利を資本家に保障する砂糖シンジケートに対して、

「ここでなさなければならぬことは、職員、技師、重役、株主の大会の招集、同一様式の簿記の実施、労働組合による統制その他にかんする簡単な布告によって、反動的に官僚的統制を革命的に民主主義的規制にかえるだけである。」(さしせまる破局、それとどうたたかうか)としたレーニンの主張は、このような記帳機関の政治的性格にまでソヴィエト権力は手をつけなければならぬことを物語っている。

(注、今井氏は、後半の「階級性の基礎」の項で、国家独占資本主義と記帳機

関との階級性を承認しているが、これは今まで述べてきたことと、明らかに矛盾している。このことは今井氏の立場をレーニンの、マルクスの引用で立証しようとする困難さから必然的に生じるものである。)

B 「生産力と生産関係」——資本主義の発展は、技術的進歩と生産力の発展に伴うその社会的性格の増大が、生産関係のよりすすんだ社会的形態のもとでは、生産の社会的性格と生産力の発展が促進されるという相互関係をあらわす。

生産力の発展とそれに伴う生産関係の諸変化をエンゲルスは、株式会社トラスト——国有化という発展系列として整理している。

そして、今井則義は「生産関係におけるこのような社会化のよりすすんだ形態」を国家独占資本主義と規定するのである。「国家独占資本主義とは資本主義のワク内における社会化の最高の形態をあらわす生産関係の総体であり、それ故にこそ、まさに経済構造の変化を意味するものである。」「それは右のようなものと

して「全面的な社会化」により接近した段階をあらわし、社会主義のための「もつとも完全な物質的準備」であり、社会主義とのあいだには「どんな中間的段階」もありえないような歴史的な位置にある。

たしかに、「生産力の発展——生産関係の社会化」の史的唯物論の一般的命題のもとに、国家独占資本主義を「資本主義の枠内における社会化の最高の形態をあらわす生産関係の総体」と規定することに問題はないうように見える。(実は、なんにもいってないことに等しいのであるが)だが、この「社会化の最高の形態」から「全面的な社会化」(社会主義)へは決して直線的コースはひけないのである。この二つの「生産関係の社会化」の間には本質的飛躍があるのだ。

国家独占資本主義を経済的土台としてきりやなし「生産関係の社会化」の立場からのみ、問題を考察する今井氏の立場からは、飛躍を認めつつも「生産関係の社会化」をより根本的な革命の条件として規定せざるをえなくなるのである。「上部構造における民主主義の発展、経済的土台における国家独占資本主義の成長」

この二つの条件を現代革命の主要な条件として規定するとき、その日和見主義は暴露される。国家独占資本主義のもつとも生産力が発展すればするほど、革命が近づくではないか。

「生産関係の社会化」は「生産力の発展」という意味においては、社会主義への接近でありながら、他方の意味においては、ブルジョアの発展の道なのである。エンゲルスは反デコーリング論でこのことをはっきりと指摘している。「しかし株式会社やヘトラストへの転化も、国有化も生産力の資本的特性を揚棄するものではない。

株式会社やヘトラストの場合には、このことは明白である。また近代国家というものは、やはりブルジョア社会がつくりだした組織にすぎないものであって、それは労働者や個々の資本家の侵害にたいして資本主義的生産様式の一般的、外部的諸条件を維持することを目的としていのである。近代国家は、どんな形態をとろうとも、本質的には資本主義的な一機軸であり資本家の國家であり、理念上の総資本家である。近代国家が生産諸

力をその所有におさめればおさめる程、それは益々現実的な総資本家となり、益々酷く国民を搾取するようになる。労働者はいかかわらず労働者であり、プロレタリアである。資本関係は揚棄されなむしろ、それは極端にまでおしすすめてくる。」

だからこそ、「国家独占資本主義の成長」を現代革命の主要な条件として規定することは出来ない。革命の問題は「国家独占資本主義のもつとも生産関係が最高にまで社会化」され、「全面的な社会化」(社会主義)の一步手前まで、生産関係の社会化が近づいたという点にあるのでなく「最高の生産関係の社会化」から「全面的な社会化」への転化の条件とりわけプロレタリアートの主体的問題であるからだ。かくして、最大の問題点はこうである。

国家独占資本主義を「資本主義の枠内における社会化の形態をあらわす生産関係の総体」として、とらえることは誤りである。これは、ひとつの側面ではあるが、決して本質的なものではない。ひとつの側面であるものを、本質的なもの

とすりかえるところに、日和見主義の合理化があるのである。

○「上部構造における民主主義の発展、経済的土台における国家独占資本主義の成立」

現代革命の主要な条件、「経済的土台における国家独占資本主義の成長」の規定が二重にも三重にも誤りを重ねたものであることは、今までに述べた。もうひとつの条件「上部構造における民主主義の発展」はどうであろうか。

「とくに第二次大戦後のように、民主主義が発展し、労働者階級の成長が、日ざましい時期においては、労働者階級が右の政治的国家に影響を与えて、政治的過程に参加して独占体の意志と政策の自由な発動を抑制し、阻止しうる可能性を与える」と今井則義は断定している。

「民主主義の発展」の問題はきわめて大きな問題であり、今後、検討を続けていかねばならないが、現在もっているこの問題に関する疑問点だけはだしておきたい。

①「民主主義とは国家形態であり、国家の一変種である。したがって又それ

はあらゆる国家と同じように、人間にたいして暴力を組織的系統的にもちいることである。一方ではこうである。

しかし他方では、民主主義とは市民間の平等の形式的な承認を意味し、国家制度の決定と国家の統治とに対する全市民の平等の権利の形式的な承認を意味する。」(レーニン、「国家と革命」)

「民主主義の基本的性格は変らないと思われる。だとするならば、「平等の形式的承認」と「暴力を組織的系統的にもちいること」との発展がただちに労働者階級の成長による独占体の意志の抑制には通じないと思われる。いや、戦後の民主主義の発展過程は、民主主義をますます幻想におしすすめていくと思われる。

②「国家独占資本主義段階における上部構造は民主主義であるということが、原理的な意味に於て、できるかどうかである。

「民主主義から政治的反動への転換への転換が、新しい経済のうえに独占資本主義(帝国主義は独占資本主義である)

のうえに立つ政治的上部構造である。」(レーニン)のように、独占の集中集積は、ますますそれに見合ったかたちでの上部構造に反動化を要求せざるをえないのは必然である。

国家独占資本主義は、必然的に、上部構造における反動化を要求するものである。だとしたら、現在の上部構造を「戦後の労働者階級のめざましい成長」をもって、「民主主義である」と規定してよや

III 構造改革
構造改革の思想的源流について今井則義は次のように述べる。

「第二次大戦後のように民主主義が発展し、労働者階級の成長が目ざましい時期においては、労働者階級が政治的国家に影響を与え政治的過程に参加して独占体の意志と政策の自由な発動を抑制し阻止しうる可能性が増大するとともに資本主義の生産関係を部分的に変革しうる可能性も増大する。この資本主義の生産関係の部分的変革の思想はすでにマルクスも述べている……」

「資本主義がその一定の発展段階において、所有の私的形態を否定するところのより社会化された形態」として株式会社企業および「資本と労働との対立」とその工場内部では止揚されている」とこの労働者自身の協同組合工場の二つをあげ、この二つは「資本制生産様式から

《文化時評》

吉本隆明「言語にとって美とは何か」

学園評論編集長 遠井啓一郎

周知の如く、文学・芸術に関するマルクス及びエンゲルスの見解はきわめて断片的なかたちでも不十分な内容をもつたものとしてしか我々の前に残されてはいない。このことが、マルクス主義芸術理論家と自称する多くの政治コンプレックス過剰の通俗マルクス主義者をして時の党権力にへつらった勝手気ままな立論をなさしめ、マルクス主義芸術論を身動きできぬほど政治にしばりつけていく過程を再生産してきたことのひとつの重大な要因である。もちろん、マルクス・エンゲルスがこの問題をはつきりとつかまえてはいなかったことを認めるにしても、例えばスターリンが言語について述べている「いたるところ、あらゆる発展段階で、社会的な人間の交通手段としての言語は、社会にとって共通且つ単一であり、

社会の成員の社会的地位のいかんにかかわらず、彼らにへだてなく奉仕したのである」(『言語学におけるマルクス主義について』)などというところでもない発言がマルクスの発展として発言され、大衆に押しつけられることが許されてよいものであろうか。このところマスコミの好餌となりはてた感のある「国語審議会」の問題にしても、構造改革派の芸術的拠点(?)である「記録芸術の会」が先頃した見解などは、中原弓彦ヒッチコックマガジン編集長の良識(同誌十月号参照)には、はるかに及ばないし、ましてや福田恒存の喧嘩を買って立つだけの実力のほどはどこを叩いても出てきそうにないのだ。

さて、以上を前おきとして「言葉もな

組合的生産様式への過渡的形態とみなされるべきである。たゞ対立が前者では消極的に止揚され、後者では積極的に止揚されているだけである。いうまでもなく、この「消極的」「積極的」という止揚を構造的改革として労働者階級に有利な変革として、このような変革を波及し、マルクスも構造的改革論者であったかの如く見せかけるのはひどいギマンである。

マルクスはたしかに資本論第三部五篇第二章において、株式会社企業と協同組合工場をとりあげているが、協同組合工場を労働階級に有利なブルジョア的生産関係の部分的変革としてとらえていない。協同組合工場について書いた後、一般的に「一面では、資本制的生産の発露、すなわち、他人の労働の搾取による致富も最も純粋かつ巨大な見者博および詐欺制度に発展させ、社会的富を搾取する少数者の数をますます制限するという性格、だが他面では、新たな生産様式への過渡的形態をなすという性格——この二面性を」として述べている。マルクスはこの協同組合工場を資本制的生産様式の積極的止揚であり、新たな生産様式への過渡的形態であることを認めつつも、それがはつきりとブルジョアの搾取強化の道をたどることをのべているではないか。この二面性を強調しているマルクスに対して、今井則義はその一面だけしかのべていない。

マルクスはいいかげんな生ぬるい構造的改革論者の立場とは全く無縁である。

渡期の力学を追求するために」というスローガンを立て、このほどその創刊号が発刊された、谷川雁・村上一郎・吉本隆明による同人誌「試行」に掲載された吉本の「言語にとって美とは何か」について少し書くことにする。本号で、吉本は彼の文学本質論の序論的部分をなす言語論に関して、言語の発生、進化の過程及び音韻・リズムの三段階を詳細に検討している。

この三段階に分けて言語を解剖していく吉本の手つきは実にあざやかとしか言いようがないほどのものである。彼の握るメスにあたる核となる理論（本質論）は、言語としての最低限度の条件を、いまだ動物的な段階である現実的反射がやゝ高度になつたところで「人間はさわりのようなものを感覚し、意識的にこの現実的反射が自己表出されるようになり」、事物を「直接的にはなく、象徴的（記号的）に指示することとしておさえ、更に次のように論旨をはこんでいく部分に正確につかまえられている。

「このような言語としての最少限度の条件をもつたとき、有節音はそれを発した

ものにとつて、自己自体をふくみながら自己にたいする存在となりそのことによつて他にたいする存在となる。反対に、他のための存在であることによつて自己にたいする存在となり、それは自己自体をはらむといつてもよい。

なぜならば、他のための存在という面で言語の本質が拡張されることにより交通の手段、生活のための語り言語や記号論理は発達してきたし、自己にたいする存在という面で言語の本質をとりだしたとき言語の芸術（文学）が発生したとかがえられるからである。

このいずれのばあいも言語が本質としてはたらくかぎりにおいて、即自をも対他をも対自をもふくんでいるのである。（傍点遠井）

このようにして、吉本は言語の本質がその対他・対自の二面性にあることを捉え、それが指示表出（対他）であることによつて自己表出（対自）であるか、又はその逆としてあらわれるものであることを我々に教える。そしてこの理論を核として第一の発生の問題ではエンゲルスの「猿の人類化への労働の関与」を正し

への指示性の方向に抽出された共通性」とは一体どんなものをいうのであろうか。どうも「韻律」のイメージがちつとも明確にならないのが、今までの言語学の歴史であつたわけであるが、吉本の場合もその例外ではないようにおもわれる。この部分では三浦つとむの言語観を大きく打ち破つた個所で、注目にあたいるが、（三浦は韻律を非言語的表現の特殊性としてとらえた）それと比べてこれだけの論拠では「韻律」が指示表出以前の指示表出をはらんでいると結論することはできないだろう。この吉本のあいまさが、前述の核となる理論で全ての段階を直線

〈組織一〉

統一戦線論について

山本勝也

安保斗争の最大の高揚以来一年数ヶ月の年月がたつた。あの高揚した大衆運動の中でプロレタリアートのヘゲモニーは

遂に物質化されなかつた。広汎に形成された国民的・市民的な反政府・反安保統一戦線は、まさに独占ブルジョアジ

く発展させ、次の進化の過程を論ずる際には、いわゆるオグデン・リチャーズの三角形を原理として適用したマリノウスキの原始言語の考察を手がかりに、「言語は社会の発展とともに自己表出と指示表出をゆるやかにつよくし、それとも対象の類概念のはんいはしだいにひろがってゆく」と結論づけている。また、三番目のリズムの問題では「私はリズムの本質を言語に於ける場面であると考へた」とする時校誠記の理論を「この韻律観は、きわめて興味ぶかいかかわらぬ、わたしたちを満足させない」としりぞけて、言語の発生過程に於て音節反応が有節化されたところで「自己表出の方向に抽出された共通性かんがえれば「音韻」となるだろうが、このばあいは有節音声が現実的対象への指示性の方向に抽出された共通性かんがえれば言語の韻律の概念をみちびくことができるようにおもわれる」としている。しかし、こゝにいたつて我々はようやく吉本の手つきが或種の強引さを伴つて来ざるを得ないのを感じる。「音韻」に関してはいただけるとしても、「有節音声が現実的対象

民主主義に対する攻撃への市民的連合にすぎなかつた。我々の前には依然として統一戦線におけるプロレタリアートのヘゲモニーとは何かという課題が横たわつている。

この小論は、その問題に対する、国民的統一戦線におけるプロレタリアートの存在形態についての組織論的な接近を、歴史的に、理論的に、試みようとしたものである。

統一戦線が革命運動の重要な戦術として具体的にとりあげられたのは、コミンテルン第三回大会（一九二一年）であつた。

「『第三回大会をもつて』とトロツキは後に書いている、『戦後の革命的動揺は終つたことが自覚された。』：統一戦線の利用、すなわち大衆を獲得することに方向が転換された。』大戦とその結果開けた革命的見通しはプロレタリアートの勝利に導かれなかつた、その理由は権力を獲得しうる、そしてそうすることを意図する革命的政党のなかつたことによるとトロツキ

1は述べている。第二回大会と第三回大会を比較して、レーニンは：「コミンテルンは攻撃戦術から包囲戦術にうつった、すなわち浸透が公然たる武装斗争にうつてかわつた、と述べた。」（『コミンテルン・ドキュメント』1論争社版。以下第三・四回大会のテーゼはすべて同書よりの引用である。）

一九二〇年九月のイタリア・フランスのプロレタリアートの運動、そして特に一九二一年三月のドイツ・プロレタリアートの蜂起の敗北は、革命の波が干きつつあること、ブルジョアジエの体制確立がある程度の成功をおさめつつあること、をコミンテルンに悟らせた。客観情勢の変化が戦術転換を要求していた。コミンテルンは、資本主義的均衡の回復は完成しておらず、「資本主義が果して再生されるかどうかの問題は生きた勢力間の、すなわち階級と階級、党と党との間の斗争の問題」（『世界情勢とコミンテルンの任務に関するテーゼ』）となつて、革命的な情勢、いわゆる『過渡期』にあるが、しかもなお共産党が「現実の革命的斗争において労働階級の多数の事実上の

指導権をとつていない」という時期における、共産党のもつとも重要な任務は、「労働者階級の多数に対する支配的影響力を獲得し、彼等のうちの決定的な層を斗争へ持ちきたすこと」（『戦術に関するテーゼ』）であるとして、新たな路線、統一戦線戦術が得起された。しかし、この第三回大会での『大衆へ!!』という

スローガンに象徴された戦術転換は、採択されただけで具体的運動として実践に移されることなく翌年の第四回大会にもちこされた。大会は、その後の一年間の情勢の推移からも、第三回大会での戦術転換の正当性を認証し、各国の共産党内で展開されている統一戦線をめぐつての混乱した論争に終止符を打つ意味においても、統一戦線戦術を具体的に、明確に提起し、さらに、予想されうるいくつかの偏向の可能性をも指摘した。少し長くながるが『戦術に関するテーゼ』から引用しよう。

「統一戦線とは、共産主義前衛が階級の最も重大な利益のために戦かう労働者階級の日常斗争において指導に当るといふことを意味する。これらの日

常斗争の中でも、共産主義者は、裏切り者の社会民主主義や、アムステルダム派指導者とも交渉する用意がある。第二インターナショナルは、統一戦線を、あらゆる『労働者政党』の統合であると解釈しているが、この企てには、もちろん、断乎として反対せねばならぬ。……

独立した共産党の存在と、ブルジョアジーおよび反革命的な社会民主主義に関して共産党が完全な行動の自由をもつことが、プロレタリアートの極めて重要な歴史的成果であり、どんな事情があろうと、共産主義者としては放棄できない成果である。……

統一戦線は、何らかの議会を利用する、あれこれの目的をもついわゆる高水準の『送挙同盟』を意味するものではない。……

統一戦線政策を遂行する上で、特に重要な二点は、煽動効果のみならず、組織的な成果をあげるといふことである。……（工場評議会、各党員労働者および、無所属労働者から成る管理委員会、工場委員会など）。

統一戦線戦術においてとりわけ重要な点は、労働者大衆を煽動して組織的に結集せしめることであるし、今後もそうである。その真の実現は『下部から』、すなわち労働者大衆自身の深層から行われる以外は、不可能である。……

いふまでもなく、統一戦線戦術は、各国それぞれに主としてみられる現実の条件に応じて、国によつて異なる方式をとつて適用せねばならぬ。（『戦術に関するテーゼ』）

レーニン主義的統一戦線論の古典として評価しなければならぬほどの重要な原則問題を規定した、第三・第四回大会の『戦術に関するテーゼ』は、それが実践に移された瞬間から受難の歴史をたどる。まず第一がああ有名なプロフィーテルンの『赤色組合主義』。この誤りの原因は、「政党と組合」の関係という側面からは一般化するほど何回もとりあげられてきた。けれども、統一戦線における「赤色組合主義」の誤りは、「党と組合」という面からだけではなく、より重要な、統一戦線論として根本的な、「政党と大衆の政治組織」という側面からの

追求がなされなければならぬ。

統一戦線は、それが革命路線の戦術として考えられるかぎり、「第三回大会のスローガンは単に『大衆へ!』というのではなくして、『まず大衆の獲得を通じて、権力へ!』ということであった」（トロツキー『レーニン死後の第三インターナショナル』現代思潮社版）というトロツキーの言葉をまつまでもなく、プロレタリア独裁の樹立へ至る過程での戦術形態である、第三回大会での『戦術に関するテーゼ』に「共産党の全煽動、宣伝と一切の活動においてプロレタリア大衆の地位の永遠の改善は資本主義の基礎の上では不可能である、ということを意識的に告げ知らせなければならぬ。……だがこれは、プロレタリアートの実際かつ緊急な要求に対する斗争を否認することを意味しない」、ただし、共産党は、改良主義者の「よろめく資本主義構造を強化したり改善したりするような最小限プログラム」のかわりに、「プロレタリアートの具体的要求と、それ等が全体としてブルジョア権力を崩壊させ、プロレタリアートを組織させ、プロレタリア独裁

への斗争におけるすべての段階を解明するような諸要求の系列のための斗争を代置する……」と述べている。革命政党は、いかなる改良斗争をとりくむ場合にも、あるいは、同じことだが、いかなる統一戦線においても、その斗争をプロレタリア権力樹立へいたる一連の戦術、すなわち「綱領」の中に位置づけねばならない。誤解をさけるためにいいかえれば、プロレタリア独裁へいたる政治過程が、改良斗争・統一戦線の具体的な形態を含むものとして、「綱領」の設定はなされなければならないのである。

以上の確認のうえにたつてみたとき、「統一戦線政策を遂行する上で、特に重要な」点は、「組織的な成果をあげることである」として、コミンテルン第四回大会が提起した『工場委員会運動』とは、いかなる意味をもつていたのだろうか？

「……労働者階級とその諸組織が、大衆運動の背骨である工場委員会の創設に成功しないならば、その運動は、整然と組織されたプロレタリア大衆運動とみなすわけにはいかない。……労働者階級が各工場に自己のプロレタリ

ア的な斗争グループ（工場委員会、労働者委員会）をつくつていないならば、資本家攻勢反対斗争と生産管理要求斗争は、成功の望みがない。」（『戦術に關するテーゼ』）

ここに述べられていることの真の意味は、前述の戦術論の確認のうえにたつて、第三回大会の『戦術に關するテーゼ』の「産業毎にまた地域毎に結びつけられたこのような組織（＝工場委員会）をつくりあげることによつてのみ労働大衆の斗争を組織的に統一し、社会民主主義と労働組合指導者達による大衆分裂に対する抵抗を呼び起すことができる。工場委員会は、もつとも広範な労働大衆に共通な経済目的のための斗争のなからそれが生まれた場合のみこれ等の任務を果たすであろう」ということばと、当時の客観的情勢は資本主義の過渡期にあり、その「革命的な性格は」、「労働者大衆のもつとも控え目な生活条件さえ資本主義社会の存在と相容れないこと、そしてその故にもつとも控え目を要求するための闘いさえ共産主義のための戦いに成長するということ」（第三回大会の『戦術に關する

は組合とは独立した組織としてつくられなければならなかつたのである。更に、大衆の政治組織としての工場委員会の活動は、組合活動それ自体とは区別されなければならなかつた。森田桐郎氏は、統一戦線を思想的獲得、注入に帰する発想は、レーニンの『なにをなすべきか』にいう「自然成長性と目的意識性」を一面的に把握したものと批判し、「政治的指導における目的意識性」とは、「自然成長的運動に依拠し、それを発展させる次のふしを設定し、大衆的な経験をこの媒介を通過させることによつて経験と意識を發展させるといふはたらしき」であり、「具体的条件のもとで媒介を見出すこと」すなわち、「戦術を設定すること」である（佐藤昇編『日本における構造改革』）であるとして述べている。「戦術がみずからの形態をもつものとして明らかにされてはじめて革命は過程となることが出来、戦術は形態を媒介として戦術にみずからを具体化することが出来る」（同上）と、その氏の戦術に対する理解とあわせて注目すべき発言である。この戦術を科学的に、具体的に提起すること、これこそが

るテーゼ）にあつたことを考えてみる。とき、はじめて明らかにする。すなわち、工場委員会とは、統一戦線をプロレタリアートの組織された力とする細胞組織、ロシア革命の教訓から導き出された大衆の政治組織にほかならなかつたのだ。二重権力状態におけるプロレタリア権力を主体的に準備するものとして位置づけられていたのである。かくして、工場委員会を細胞とする統一戦線組織は、プロレタリア独裁への飛躍の展望をもつたプロレタリアートの過渡的な権力組織となりえたのである。

プロフィルテルンの『赤色組合主義』は、この「大衆の政治組織」に対する指導を誤まつたものである。この誤りの根本的原因は次の二点に求めうる。まず第一は、レーニンが第四回大会で述べた次のような不安が現実となつたものとして、「一九二一年の第三回大会で、われわれは共産党の構成、活動の方法と内容に關する決議を採択した。この決議はすばらしいものである。だが、それはほとんど一貫してロシア的である。つまりすべてがロシアの条件からとられてい

革命政党の大衆団体に對する指導の中心とならなければならぬ。そのことによつてのみ「労働者階級の多数に對する支配的影響力を獲得し、彼等のうちの決定的な層を斗争のなかへ持ちきたすこと」ができるのである。ところが、「社民は裏切り者だ！」「プロレタリア独裁を！」と叫ぶのみで、それへいたる過程として不可欠な条件である具体的政治指導は、何もなされなかつた。

第二の点は、資本主義の過渡期から相對的安定期への突入という、客観的状況の変化である。一九二三年のドイツ、プロレタリアートの敗北をもつて、資本主義は全体として相對的安定期に入った。この情勢変化に對する新たな戦術が要求されてきた。けれども、レーニン死後のコミンテルンは、この情勢変化さえ理解しえなかつた。それが確認されたのは、やつと一九二五年になつてからのことだつた。強化された資本主義体制のもとでの運動はますます困難となつてきた。統一戦線は、より重要性をもつてきていた。第四・五回大会で提起された統一戦線戦術は、たつた一点を修正するだけ（とは

る。…この決議は、あまりにもロシアの経験を反映している。それが外国人に全く理解できないのはそのためであるが、外国人は、それを聖像のように部屋のすみにつけ、それを礼拝すること満足するわけにはいかない。…かれらは、ロシアの経験のよい部分を自分のものにしなければならぬ。かれらがどのようにしてそれをなすか、私は知らない。」（『コミンテルン・ドキュメント』1より引用）ヨーロッパの共産党は、まったく理解できなかった。また、聖像を礼拝して満足するわけにもいかなかった。が、そのかわりに、聖像をかかげて突き進んだのである。トニー・クリフの指摘している「ロシアの労働運動の無定型性」（トニー・クリフ『ローザ・ルクセンブルグ』現代思潮社版）における特殊ロシア型の斗争形態が、労働組合として高度に組織されているヨーロッパの労働運動にそのままちこまれた。労働組合と労働者大衆の政治組織を混同したかれらは、組合という土俵の上で社民と対決した。当然の結果として、統一戦線戦術は反対物である分裂をもたらした。工場委員会

いへ重要な問題ではあるが）でなお完全な有効性をもつていた。「もつとも控え目を要求さえも共産主義のための戦いに成長する」という過渡期の特殊性を「権力問題を抜いた部分的要求（改善）は必然的に改良主義へ導く」とさえすれば。ところが、コミンテルン第五回大会（一九二四年）においてスターリンは、ドイツ十月蜂起を、その無有効性の確証として、統一戦線戦術をボイとなげすてしまった。それ以降のプロフィルテルンの誤りは、文字どりの「赤色組合主義」である。『社会ファシズム論』はその象徴であつた。

第七回大会（一九三五年）において、昨日の敵は今日の友と、再び統一戦線がディミトロフによつてとりあげられたとき、第四回大会のときと「今日われわれが論じていることと本質的にほとんど同じ問題が討論されているのだ」（ディミトロフ『反ファシズム統一戦線』社会書房版）という彼の言葉にもかかわらず、その統一戦線は、第三・四回大会のそれとは、本質的に異なるものになつていた。この本質的相違はディミトロフの次の

言葉の中にある。

「プロレタリアートの全斗争の成功は、一方にはプロレタリアート、他方には工業的發展した國々でさえ人口の多数を構成するところの勤勞農民と都市小ブルジョア階級の基本的な大衆とのあいだに戦闘同盟を樹立するということに結びついている」のだから「勤勞大衆を反ファシズム斗争に動員するのにはプロレタリア統一戦線の基礎の上に広範な反ファシズム人民戦線を結成することは、とくに重要な仕事」である。

(同上)

第三、四回大会の統一戦線とは、常に労働者の統一の問題であった。ファシズムに對抗するという実践的要求が、労働者の統一のみならず、新たに労働者と小ブルの統一、すなわち、人民戦線の結成の問題を提起した。ところが、この人民戦線の結成が中心問題としてとりあげられたとき、そして、それが労働者の統一と同次元で論じられたとき、統一戦線のもつ意味が本質的にかえられてしまったのである。津田道夫・久坂文夫両氏はこのことを、「統一戦線では、労働者階級

が他人の立場、他の階級の立場にたつことによつて、その歴史的本質的使命を遂行していくという展望がひらけたといひ、「大衆的価値の創出」(「現状分析」第6「頁」)として評価している。しかし両氏は、労働者が小ブルの立場にたつたことにより人民戦線を結成すると同時に、労働者自身の統一も、その同じ小ブルの立場で行われていたのだということに気がつかない。これが人民戦線の最大の問題点であるにもかかわらず、すなわち、統一戦線のもつ革命的性格、プロレタリア独裁への飛躍のためのプロレタリアートの過渡的な権力組織とは本質的に異なる。ファシズムに對抗してブルジョア民主主義を守るという小ブルの性格の市民連合にすぎなくなつたのである。労働者の統一のスローガンとしてデミトロフは、

「第一に、恐慌の結果の重荷を支配階級の肩に――一口にいえば金持の肩に現実的に転嫁するための共同斗争。第二に、ファシスト攻勢のあらゆる形態に反対し、ブルジョア民主主義的自由の清算に反対する共同斗争。第三に、帝國主義戦争の近づきつつある危険に反対する共同斗争」

(同前載書)

をあげている。労働者を小ブルの立場で統一することから当然の欠陥が「労働者政府」の問題において集中的にあらわれた。人民戦線のもとに樹立される「統一戦線政府」なるものは、組織された労働者階級の権力をもたないが故に、「革命の政府」にはなりえないことをデミトロフ自身も知っていた。彼はこう述べている。「この政府(「統一戦線政府」)は究極的な救いをもたらすことはできない。それは搾取者どもの階級支配を転覆する能力がない。だからこの理由により、究極的にファシスト反革命の危険を除去することはできない。したがつて、社会主義革命の準備をすすめる必要がある。ソヴェト権力、そしてソヴェト権力のみが、その究極的な救いをもたらすことができるのだ!」

(同上)

「統一戦線政府」から「革命の政府」への転化はいかにして可能か? デミトロフは、その「転化の形態」を追求すべきだと主張した。しかし、人民戦線の基礎の上での「転化の形態」は、遂にみいだしえなかつた。そのような基礎の上では、もともと存在しえなかつた

のである。津田・久坂両氏は、「彼(「デミトロフ」)は『統一戦線政府』と『革命の政府』をはっきり区別している……だが、『統一戦線政府』は、同時に、プロレタリア革命への『転化の形態』をなすものである」(前載書)という。

戦後トリアツチは、この津田・久坂両氏が代弁している発想法で、デミトロフの苦惱を解決した。構造的改良路線がそれであるとはいふまでもなからう。はたしてそれで本当に解決されたのだろうか? 一九三六年フランスに誕生した世界最初の人民戦線政府の失敗は、そのことの事実における否定ではなかつたのか。

安保斗争は、プロレタリアートの政治組織に権力組織にさせられていない国民的統一戦線の限界を、「整然」たる労働者のストライキをもつてしても「きめ手」なしというかたちで示した。「護憲政府」を掲げている社会党は、最近、「二面作戦のもとに、『日本の今日の意識状況を各階層・地域ごとに抽出して』それぞれに定じた「キメの細かい戦術」(

「月刊社会党」六一一年九月号)を練っているようである。しかし、その統一戦線論は、松下圭一までかつぎだしての、安保国民会議のより一層市民的性格を濃くしたものであり、安保斗争で発見された、統一戦線の「日本の原型」という地域共闘は、三浦つとむ氏の指摘されるごとく、地理学的発想でしかない以上、安保斗争と同じ敗北が再び繰り返されるであろう。この観点から護憲公進氏は、「議會における統一戦線勢力の多数派形成を基礎にして、この政府(「護憲政府」)が樹立される場合でも、その前後を通じて五・一九の採決のようなクーデターの危険がますます強くなってくる。人民の議會への浸透・掌握は、必ず行政権力の議會への浸透・破壊と衝突する。このとき、本質的にわれわれは議會をも包括し、統勢するわれわれの権力を何らかの形で削出しなければならぬであらう」(「日本における構造改革」)と述べている。

統一戦線におけるプロレタリアートのヘゲモニーの確立への努力は、日本共産党の「覚悟増進」、社会党の「グループ指導強化」という道はあれ、労働組合

の役員を通しての政党の方針注入というまじく組織論技きのおそまつなものしか存在しない現在、政治ストライキという武器をもつ工場委員会をその細網とする労働者の組織された権力という原則的な統一戦線が、現在日本の労働運動の中でいかに提起されるべきか、その具体的形態が追求されなければならぬ。

最後にことわっておくが、労働者階級と小ブルとの関係を無視していいというのではない。労働者階級こそが歴史の担い手であるというこの逆立ちした理解からの、労働者が小ブルの立場に立つことにより得られる統一としてではなく、小ブルをも労働者階級の立場へひきこむという観点から、労働者の斗争を支持する層の組織的結束をも含めた、全体として労働者階級の統一であるような国民的統一戦線が追求されなければならないのである。

新しい路線、はどこへいく (上)

浅田 隆 治

新しい路線派はその機関紙上にみられる論争の如く、いまだ、一個の政治組織の体をなしていない。その同一性はいまのところ、かつて共産党員であり、いまは反中央、というところにかたがた。そして、機関紙上における種々の論争をみると、安保斗争の終了後に、安保を戦斗的に闘いぬいて、新たな党をつくる、という点での同一性を喪失したブンドが、反代々木、集団に転化し、党建設をめくって、暗い論争が始。大項を思ひ出す。彼等の論争は大別して、構造改革を政治路線に採用するの否、否かという点と、日共の再建又は革新をねらう組織なのか、別党ユース、即ち、新たな前進の結集をめざすのか、どうかという点に存在する。

はじめに、明かすべきは、いかなるものは、日共の革新という発想で、

アチクロの民々路線や、中央の派閥運営なるものは、決して、野坂や宮本の単なるシラから生れたものではなくて、かくれて資本主義世界の分断にのり出した、日本資本主義がその構造の中にもつ、前近代性、封建遺制なるものこそ、基礎をもつイデオロギーなのである。戦前の三、二、一、その後の新、講座派、等々、いくらでも、再生産される独特の二段階革命の論理の現代的展開が、民路線、なるものであり、それは、大塚史学に代表される日本の近代主義に源流をもつのである。(構造改革が、まず「民主化」して、のち社会主義をという、ものにダテするなら、発想は民々と同じなのだが、)だから、この伝統的革命論なるものは、今後、形をかえてもいくらでもあらわれるだろうし、派閥運営なるものにして、日本の労働者階級の伝統

として、その内部に存在する結合形態を反映したものである限り、そういう部分に蓋をしておけるなら、組織の結合形態としては残るものなのである。日共の革新については、世界的風潮が構造改革であるから、日共も変るであろうという発想からもう出ている。これは、構造改革を政治路線として適用するか否かとも関係することであるが、もし、かゝることをまじめに考えているなら、何らの「新しさ」も存在しないであろうし、例え、失敗しても、他人の責任に出来る逃げ道を残すことになるのである。

別党ユースを主張し、あるいは、その方向に歩んでいる人々についてみれば、別党ユースは、なにも、彼等が、初めてではなく、過去における種々の試みが存在し、近くでも、ブンドが存在するのである。論議をみているところからいえる。無関係に、存在するかの如きである。共産党とは別個に党をつくる事の困難さをブンドは身をもって表現したのである。ブンドの敗北をどう考えるのか、別党ユースの人々は、まず、このことに答えねばならない。「ブンドはトロフキ

ズムだからつぶれ、我々は構造改革だから云々……」という事は説明にならない。即ち、ブンドの活動が、トロフキズムのもたらしたものと考えるならば、トロフキズムについても、ブンドについても全くの無知以外の何物でもないし、逆に、構造改革なるものは、イタリ、労働者同盟の戦術でしかなく、イタリ共産党に於いても、革命の政治路線としては、未だ整理し尽されていない代物だからである。ブンドが安保の闘争の後継かれた新しい情勢に、自らの能力で対応出来なかつたと同様に、構造改革の対応出来ない情勢が必ず到来するからである。(既に、構造改革は、現実に対応してはいない)。

新たな闘争をめざす、政治組織にとつて、その生命をなすのは、大衆との結合である。そして、大衆との結合の方針が政治方針の中にこそ、自己の全党派性が表明されねばならぬ。そのためには、何よりも、運動論と組織論の整備と探求が要求せられ、その方針に基く、大衆斗争の準備が進められねばならない。イタリ共産党の紹介と、ブラン論議に、自己の存在意義を認めるようでは、インテリ

の集合体となり、構造改革を体現する社会党の主力団体にはなれても、工場における、労働者の政治組織と、そのヘゲモニーの確立をめざす、革命運動の組織にはなれない。労働組合の幹部に影響を与えていることは出来ても、直接労働者を率いて、ブルジョアジーと闘う組織にはなれない。そして、彼等が、一旦運動論、組織論の方に、目をむけるや、彼等の中には、何らの同一性もないことが明らかになる。何らし労働と政治組織の関係についても代々木の発想とほとんど変りがない部分が多数を占めていることも明らかになり、また、ブンドや、あるいは共産党から分離して各地に存在する小グループの考えをほとんどこのりこえていないことも明らかになる。

彼等の弱点が致命的に明らかになったのは、原水禁の混乱への態度である。即ち、これは、かの政治組織が最初に態度表明を要求されたものだが、九月のはじめには、要するに何か、ということが、さっぱりわからぬ論文を主張として、新しい路線、にのせ、問題がずつとすぎ去ったアトで、結局、ソ連核実験には反

全電通近畿地本のスト論議について

大 崎 悟

目下第二次合理化の完成を目前に、電
気通信事業最大の眼目たる第三次合理化
計画（電話の全国自動即時化）を控えて、
今や合理化斗争の最終段階を迎えて、今
年度全国大会に於て結論を出し得ず第二
十八回中央委員会への附託されたスト論
議（ストの定義とスト賃金）及び、賃金
問題について明確な結論をだそうとして
いる。

つまり従来からの実力行使戦術の多く
の形態のうちから、スト部分と、一般
的な実力斗争戦術とに分離する事が決定さ
れたが、勿論この事はスト権奪還斗争と
無縁のものでなく、公労法によって奪わ
れたスト権を、ILO批准にもなつて
本来的に取戻すことを前提としていたも
のである。

となく繰返して来たなかにあつて、勿論
その場合はストという公労法による違法
性を排除して、合法的転場大会形式に於
てである。しかも全電通の組合員は、七
千円の大市賃上げ斗争を提起した時、全
組合員の処分を押しても斗争との点が七
割強の一票投票による賛成を得て、妥協
なしに斗争と決定しながら、実際には何
等の実力行使なく仲裁委の線での妥協（
要求額の二割にも満たない額）での妥協
を見た経験がある。

しかも、国鉄・全通・全電通算の公労
協の中でいつも最初に妥結し、共斗の中
途半端にするのは電通なのであり、それ
が春斗相場を決定させたのは一回や二回
ではない。かかる実態の組合が、表面的
にストと規定した実力行使を行なうとい
うのである。

勿論、このスト規定の持つ労使の力関
係の中に明確に労働者の立場を出すこと
自体は賛成であるが、旧来からの実態の
上に、更に附加条件を見たとき、果して
いつではストに入れるのかと、疑問を持
たざるを得ない。

むしろ今の全電通は、表面上での斗争

今回、全電通近畿地本は旧来の「時間
内職場大会」を明確にストと規定し、あ
いまいな形で合法とみせかけるが如き、
姑息な態度を排して、公労法の現状のも
とでは、違法であつてもかまわず、本来
的な労働三権の一つを禁じたことこそが、
違法であるのだから、スト奪還を目
指して、すつきりとした形でやるべきだ、
との見解を表明したのである。

この近畿地本の見解は、従来からの官
公労のつとて来た主要な斗争手段である
時間内職場大会を明確にストライキと規
定したのであり、その意味に於ては一本
の筋を通した事は重要な意味を持つてい
る。だが問題となるのは、他の官公労の
場合、国鉄・全通、その他公務員労組の
いずれもが、現在時間内職大を採用して

方針よりも、具体的実践こそが必要な時
期であると考え。処分反対斗争は、毎
年毎年、あくる年に解決をおくらし、合
理化の進行に当つての最低条件すらも、
継続交渉という形で牛のヨダレ式に延す
中に、下部組合員の組織に対する不信感
の強い中で、いかに斗争を提起してゆく
かの条件の中では、果して有効な方針と
なる得るか否かの問題である。

今や政暴法を一律に通過させ、ILO
批准に際しては関係国内法の改悪を計つ
ている自民党政府を前に、一九六四年度
迄、大規模なスト資金を積みたてて斗
いを展開するとの方針自身が、まるで敵の
出方を無視した及び情勢分析の把握が、
一方的な立場で、果して可能なかどうか
か、いつてみれば、六四年度迄は斗争は
やりません、ということの政府に対して
保証を与えるにすぎないものだ、とい
ざるをえないのである。

全労働者の共斗は、待つてなるもの
なく、主体的にその中に飛びこんで作ら
ねばならないのであり、その点で、他方
本願での、表面上のラディカルズムは排
されねばならない。いかに自力での斗争

いるのであり、その表面上の合法斗争と
いう事にしても全面的に充分斗われたこ
とはないのである。早くが、三・三一斗
争も、突入寸前に中止をみたのである。
これだけではなく、総評を中心に官公労
共斗は一九六四年度をスト権奪還斗争年
度と設定し、相当高額のスト賃金を六四
年度目指して積みたて、ゼネストを行う
と呼号していることである。

更にスト行使についての条件として、
一企業だけで行使せず、公労協の統一斗
争を最低の条件とし、更に附加して、
① 共斗の条件が確立されること、
② 主体的にも客観的にも情勢が成熟す
ること、
③ 斗争によつて組織混乱が起きないこ
と、

を前提として行使の是非を決めるとい
うことなのである。

よくわかるように、スト（時間内職大）
は、それらの条件がなければ実施しない
というのである。この際、検討を要する
のは、従来斗争過程をふりかえつて、
果して表面的にラディカルな線があつた
としても、かつての寸前中止方式を幾多

を組むか、そのために共斗はいかにある
べきか、これらの問題を全電通として克
服してこそ、今回のスト規定も、実質的
に内容を備えたものとなり得る。

内容ぬきの、スト論議は、いたづらに
混乱を起すにすぎないのではないだろう
か。そのためには、目下労働運動の注意
を集めている炭労の斗争に対して、単に
行進だけへの参加でなく、実力行使によ
つての共斗を行つてこそ、内容的にも、
信頼し得るものになる。

抽象的に附加条件を論ずるのではなく、
現在若起されている問題に、立入り、介
入して、實際的に克服の方向をとる中で
こそ、附加条件も合せて論議されて、初
めて、スト論議は内容あるものになるで
あろう。

（電通労働者）

政暴法再審議断固粉碎！

——六・二政暴法デモ事件公判をかちとろう——

京大同学会書記長 新開純也

終戦后、福井地震のあと福井市に公安条例が公布されたのをはじめ、全国各都道府県、市町村に公安条例が施行されるようになり、いまではほとんどの地方自治体がこの条例をもっている。その内容で問題となる点はいうまでもなく、大衆運動の制限、抑圧の武器としてそれが用いられてきたということである。

政暴法はいま、臨時国会で継続審議が続けられているが、去る六月の国会においてそれが参院法務委員会における自民、民社党の単独強行採決の結果であることは我々の記憶に新しいところであろう。六月二日午后四時、その強行採決のニュースが入るや否や、京大同学会ではたゞちに三百名の学友を結集して自民党京都支部へ抗議デモを組織した。その抗議

デモに引きついで我々は東京の国会デモへ京都代表団を京都駅に送ったわけであるが、そのデモに対し、京都府警は公安条例違反による無届デモであるとして、その国会の会期末、すなわち政暴法が未成立のまま、終った日の斗争が終ると、京大友二名を検束し、うち温美文夫（同学会委員長）君を公安条例違反の件で起訴した。これが来る十月一九日に第一回公判が開かれる政暴法デモ事件の概略である。

京都市公安条例について詳細にのべる余裕はないが、我々はあくまでもそれが憲法違反であるという観点から長期の公判斗争を闘いぬく決心である。すなわち、今回の場合を例にとつて考えてみても、そもそもデモは国民の抗議の意志の結果

として表現される以上、それを許可制によつて支配しようとするのは明らかに国民の政治的意志の表現の自由を定めた憲法に違反するものである。抗議は明らかに一切が終つてしまつてからするべきものではなくて、問題がおこる前にすべきものであるのだ。

京都市公安条例はかつて憲法違反に問われて改正されたが、今回の事件がはじめてのものであり、その点でも重要な意味をもっている。我々は六月においては安保斗争においてもみられなかったような敵権力の兇暴な弾圧と闘つたが、その政暴法が再提出されて審議がすすんでいるいま、大衆的な学生運動としてその粉碎のため断固たたかうなかで、この公判斗争を労働者、学生に対する支配階級の弾圧としての意味で、階級裁判を粉碎する決心である。公判資金の確保のため努力しているがいかに乏しい。広範な各組織の人々の支援を心からお願ひする次第です。

編集後記

一〇月四日、「烽火」創刊号を発刊し今日第二号の編集を完了した。

この機関紙のブレイン達の精力的労作が編集局によせられている。

いくつかの角度から、現代資本主義に取り組んでいるもの十数名、労働運動数名、そして学生運動は関西学生運動のトップ・クラスを結集している。全員が機関紙の向上に献身的努力を注ぎ込んでいる。

編集委員会としては、内容の充実と向上のため論文選択に十分注意を払う労働をおしまず、日本の革命戦線の武器としてこの紙を諸君に定期的に送りたいと思う。

八月に入って北白川のそ水に桜の花が咲いた。

我々は一〇・九編集委員会を開く数日前、大阪でマル学同のさよやかな総会が開か

れたという知らせをうけた。

(ナカジマ)

